

岐阜県公報

第二千九百二十九号
平成三十年三月十三日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(治山課) 一四三
(道路維持課) 一四四

公示

争議行為の通知の公表
公共測量の終了
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
指定管理者の変更の届出
猟銃等講習会の開催
年少射撃資格講習会の開催

(労働雇用課) 一四四
(用地課) 一四四
(技術検査課) 一四五
(建築指導課) 一四六
(都市公園課) 一四七
(生活安全総務課) 一四七
(同) 一四九

告示

岐阜県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋字外谷九〇五の二、九〇六、九〇七
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成三十年三月十三日

岐阜県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|-------|--------|---------------------------------|--------|-----------------------|------------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
| 一般国道 | 二百四十八号 | 多治見市若松町四丁目一番二地先から市光ヶ丘二丁目六四番地先まで | 前 後 | 二七・三〇 三三・二四 四・五 | 九三〇 九三〇 | |

公 示

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成三十年三月十六日午前八時三十分以降同年四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き、争議行為を実施する。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月一日から平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年九月一日から

平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

飛驒市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|------------|----------|-------------|----------------|------------|----------------|
| 取消年月 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した工事業 |
| 平成三十年一月九日 | 西脇工業 | 西脇彰 | 大垣市築捨町五丁目三番地一 | 般二十六二〇〇七九四 | とび・土工工事業 |
| 平成三十年一月十一日 | 有限会社飛驒鉄工 | 代表取締役 中家 勇人 | 高山市朝日町甲一三七九番地 | 般二十八一一七四 | とび・土工及び鋼構造物工事業 |
| 平成三十年一月十二日 | 明光電気商会 | 山岸靖一 | 揖斐郡揖斐川町三輪七八七番地 | 般二十六一〇三二四 | 電気工事業 |

| | | | | | |
|------------|---------------|-------------|-------------------|------------|-------------|
| 平成三十年一月十二日 | 株式会社エフエヌティ | 代表取締役 池田 主税 | 大垣市久徳町五四五 | 特二十八二〇一〇九 | 造園工事業 |
| 平成三十年一月十三日 | ポライトサービス | 鈴木基久 | 土岐市肥田町浅野六八七番地一 | 般二十七六〇〇六三六 | とび・土工工事業 |
| 平成三十年一月十四日 | あんしんホームガス株式会社 | 代表取締役 梅村 文彦 | 恵那市明智町四七四二 | 般二十七七〇〇二二九 | 土木及び水道施設工事業 |
| 平成三十年一月十五日 | 株式会社誠和 | 代表取締役 後藤 和恵 | 岐阜市忠節町四丁目一八番地二七 | 般二十七一〇三三九 | 建築工事業 |
| 平成三十年一月十六日 | 株式会社田口石材 | 代表取締役 田口 一己 | 中津川市蛭川四八九五番地二 | 般二十四一六六八一 | 造園工事業 |
| 平成三十年一月十九日 | サンエツ | 栗本弘 | 各務原市前渡西町四二番地一 | 般二十六一〇一三六九 | 建築工事業 |
| 平成三十年一月十一日 | 工匠金村 | 金村秀夫 | 飛驒市古川町殿町二一〇 | 般二十四九五〇一一六 | 建築工事業 |
| 平成三十年一月十一日 | 神岡鉱業株式会社 | 代表取締役 中山 恵造 | 飛驒市神岡町鹿間字水上一六二番地一 | 特二十八九五〇一三五 | 造園工事業 |
| 平成三十年二月十三日 | 武藤金物住設 | 武藤三郎 | 郡上市八幡町相生一〇八三 | 般二十九二二八三三 | 管工事業 |
| 平成三十年二月十四日 | 笹原建築 | 笹原全志 | 郡上市八幡町州河三六〇 | 般二十七二二二四二 | 建築及び大工工事業 |

平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。
なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成三十年七月一日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成三十年九月九日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成三十年七月二十二日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成三十年十月十四日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 木造建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

三 受験申込手続

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

- (1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者
- (2) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成三十年四月二日（月）から同月十六日（月）まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇二〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成三十年四月九日（月）から同月十六日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaiec.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成三十年四月十九日（木）から同月二十三日（月）まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市数田南五丁目一四番五三号 OKBふれあい会館

(二) 受験申込書の提出

受験申込書は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十八年又は平成二十九年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成三十年十二月六日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成三十年八月二十一日(火)に、木造建築士は同年九月四日(火)に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十年六月六日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaenic.or.jp/>)において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部(業務第一課)(電話番号〇三三六二六一三三三〇)にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二二六一六八一六)又は公益社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八二二五九三六一)に問い合わせてください。

指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の二第四項の規定により、平成記念公園の指定管理者となる平成記念公園みらい創造グループから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年三月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の名称

(変更前) 平成記念公園みらい創造グループ

(変更後) ぎふ清流里山公園みらい創造グループ

二 変更年月日

平成三十年一月三十一日

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。
平成三十年三月十三日
岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

一 開催する講習会の種類

1 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会(以下「初心者講習会」という。)

2 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会(以下「経験者講習会」という。)

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

| 開催年月日 | 開催時間 | 開催場所 |
|---------------|--------------|----------|
| 平成三十年六月七日(木) | 午前十時から午後五時まで | 飛驒総合庁舎 |
| 同 年 七月二十二日(日) | 同 | 岐阜産業会館 |
| 同 年 十一月一日(木) | 同 | 大垣市民会館 |
| 平成三十一年三月七日(木) | 同 | 東濃西部総合庁舎 |

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。ま

八 その他
は、退場を命ずることがある。

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成三十年三月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

一 講習会の開催日時及び場所

| 開催年月日 | 開催時間 | 開催場所 |
|---------------|------------------|-----------|
| 平成三十年六月十六日（土） | 午前十時から 午後四時まで | 岐阜県警察本部庁舎 |
| 同 年 八月二十五日（土） | 同 | 同 |
| 同 年 十月十三日（土） | 同 | 同 |
| 同 年 十二月十五日（土） | 同 | 同 |

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十三ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会開催通知書により通

知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成三十年三月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社